

電力会社（１０社）の託送料金申請に対して寄せられた主な意見（抜粋）

分類	意見内容
託送料金制度の在り方について	・地域分散型電源の増加などの実態に即した託送料金制度の定期的な見直しを求めます。 今回の審査は、現在の電力供給の実態に基いたものであり、託送料金制度そのものも、大規模発電所で発電した電気を遠隔地の需要者に送電することが前提になっています。しかし、今後再生可能エネルギー等の地域分散型電源が増加するにつれ、送配電のコスト構造が変わっていくものと想定されます。そのため、今後は地域分散型電源の増加などの電力供給の実態に即して、定期的に託送料金制度（算定方法）を見直すよう求めます。 ・制度開始から一定期間の後に検証と見直しが必要です。 今回は新たな制度開始前の審査であり、その価格は一部仮定した条件を用いて定められます。そのため、運用開始後一定期間を経た後に、今回設定された個別原価が適正であったか、新規参入者も利用しやすい仕組みになっているか等について検証を行い、必要な見直しを行うべきと考えます。施行後見直しの具体的期間を予め明確にしてください。 ・省エネへのインセンティブの工夫を求めます。 現在の三段階料金制度は省エネ推進、低所得者層保護に大きな役割を果たしてきました。小売り自由化後の料金にこの制度の維持を求めることは困難ですが、今後も規制料金が継続される託送料金においては、省エネへのインセンティブを働かせるよう何らかの工夫を求めます。 ・電気の地産地消を促進する料金制度にしてください。 電力システム改革により、地域の再生可能エネルギーを活用した発電事業者の新規参入が進んでいます。託送料金の料金設定において近接性評価割引制度の検討が行われていますが、こうした事業者も利用できる柔軟性を持ったものとして検討してください。 ・離島供給費用の負担は、全国で分かち合うべきと考えます。 離島を抱える地域には偏りがあるため、離島供給費用についても差が出ることになります。厳正に審査をした上で、電話料金のユニバーサルサービスのように、全需要家に一定の金額を賦課する方が公平と考えます。

託送料金審査の進め方について	・託送料金の審査にあたっては、一般電気事業者各社からの託送料金の算定に関する丁寧な説明を求めます。 託送料金は電気料金の 30～40% と大きな比率を占めており、消費者の家計に大きな影響を与えるものです。今後も託送料金は一般電気事業者が設定し、審査を経て決定するため、消費者が適正価格で電気を購入できるよう、一般電気事業者各社には審査に際して託送料金の算定根拠に関する丁寧な説明を求めます。 ・託送料金の審査が適正に行われるよう求めます。 電気料金の 30～40% を占める託送料金については、小売り全面自由化の後も国による規制が続きます。消費者が適正な価格で電気を購入できるよう、送配電事業者による速やかな情報開示の下に託送料金の適正な審査を進めてください。
託送料金の適正性について	・経営努力による、可能な限りの託送料金の低廉化を求めます。 託送料金が電気料金に占める比率は大きく、託送料金が下がらなければ、電気料金自体も下げることができません。そのため、経営効率化に向けたあらゆる努力をすすめ、託送料金の低廉化を実現するよう求めます。 ・電力自由化における「託送料金」の費用に「使用済燃料再処理等既発電費（既発電再処理費用）」を算入するべきではない。 現在の託送料金に既発電再処理費を算入しているのは、「総括原価方式」を前提としているからである。電力会社は、発電から送電、配電、販売と電力会社が川上から川下まで地域独占しており、発電から販売までに掛かる費用を「発電に供する費用（発電コスト）」とし、これに利益分を上乗せした「電気料金」を消費者に請求することを認められている。この「総括原価方式」が日本の電力料金が世界一高いと言われる原因となっている。電力自由化の目的は、この地域独占と「総括原価方式」を廃し自由競争により電気料金の低廉化を促すことにある。 したがって、電力自由化では、発電源別、送電、配電、販売など区別の必要なかった電気料金（「総括原価方式」）の考え方は排除しなければならない。発電、送配電、販売、特に送配電を明確に分離しなければ、自由競争は担保されない。送配電はニュートラルでなければならない。託送料金は、純粋に「発送電に掛かる費用」でなければならない。
託送料金に関する情報の公開について	・消費者が、自らが支払っている託送料金の金額を知ることができるよう、料金に関する情報公開を求めます。 現状では、消費者は託送料金に関する情報を知ることができません。消費者が支払っている電気料金の中の託送料金が分かるよう、請求書あるいは領収書に記載するなどの対応を求めます。 ・消費者に託送料金についての情報が確実に届き、内容を理解できるよう条件整備を求めます。 託送料金は家庭用電気料金全体の 30～40% と大きな割合を占めるため、消費者として大きな関心があります。検針を

	担う送配電事業者から小売り事業者に、託送料金の根拠となる情報を確実に提供することによって、小売り事業者が消費者に情報提供することができる条件を整えてください。また、提供された情報の内容を消費者が理解できるようにしていくことも必要です。専門家ではない消費者の理解を助けるため、総括原価方式の仕組みや送配電事業者各社の料金設定に関わる情報を分かり易くまとめ、電力取引監視等委員会のホームページ上に開示することも検討されるべきです。 ・託送料金・電気料金の設定について、わかりやすく情報を公開すること 低圧小売料金において、託送料金は電気料金総額の約3割を占めますが、一般消費者にとって、その設定根拠は非常に分かりにくいものとなっています。また、託送料金だけではなく、電気料金の内訳そのものが、消費者の視点からは不透明となっています。電気料金全体に占める託送料金の内訳や、託送料金に何が含まれているのか、透明性の高い、分かりやすい情報公開を求めます。 さらに、東京電力福島第一原発事故の収束費用や、使用済燃料の処理費用も含めた原発のコストは、これまで分かりやすい形で明らかにされてきていません。託送料金について意思決定する前に、託送料金に含まれ、もしくは含もうとする原発コストについて、分かりやすい形で消費者に示すことを求めます。 ・託送料金の設定は、オープン、クリアにわかりやすく 電力自由化、発送電分離による電力システム改革にとって、送電線の解放は重要であるとする。公平な競争状態を創出するためには、託送料金の設定をオープン、クリアにすべきと考えるが、案の託送料金の設定根拠は市民にとってわかりにくいものとなっている。託送料金・電気料金の設定について、わかりやすく情報を公開せよ。
需要地近接性評価割引	・今回の申請約款で、需要地近接性評価割引の適用地域見直しの判定方法として採用されている1つ目の基準「電力需要が電力供給量を上回っている市町村」という考え方は、66kV以下の系統に連系される「分散型電源の設備の利用実態に着目した評価」を行う場合には、一定の合理性があると考えられる。 しかし、基幹系統に接続する大型発電設備の設置による潮流改善効果は、市町村単位の枠を超え、系統全体の長距離送電ロスを低減するものであることを踏まえると、基幹系統に接続する発電設備が、系統の潮流改善に貢献するか否かを、その発電設備が立地する市町村の発電と需要の出入りで判定するという考え方は、「木を見て森を見ず」であり合理性はなく、今回申請された割引適用地域は申請通り認可されるべきではない。 ・需要地近接性評価割引の対象地域を、各電力会社がホームページなど託送供給等約款の枠外で別途定めることは、電力会社による恣意的な対象地域の設定・変更を助長する恐れがあるとともに、改正電気事業法附則第9条2項3号の規定に

	ある「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること」に照らし合わせても適当ではないものとする。 ・今回申請された近接性評価割引では、市区町村単位の需要密度が供給エリア平均以上であること、市区町村単位の需要量が発電量を上回ることを基準とし、割引対象エリアを市区町村単位に設定の上、評価対象電源の電圧階級（基幹電源/特高電源/高圧・低圧電源）単位に割引額が設定されています。 その結果、大規模な発電所が多く存在する湾岸地域は割引対象エリアではなくなっています。 分散型電源と違い、大規模な基幹系電源は潮流に影響を与える影響が広範囲でかつ長期に亘るため、基幹系電源の近接性評価エリアの細かい設定は、潮流改善に効果的ではないと考えます。また、近接性評価エリアについては、評価対象電源の影響範囲に即した電圧階級単位に各々設定する事で、潮流改善に効果的になるものと考えます。 一方、割引額に関しては、評価対象電源の電圧階級毎に区分され、基幹系電源を除きこの区分毎に投資抑制効果に係る評価やロスに係る評価をした割引額が設定されています。基幹系電源の割引額は特高電源の割引額の 1/2 と設定されていますが、投資抑制効果、ロスに係る評価等の明示される根拠による割引額が設定されるべきと考えます。また、割引対象エリアは別表として記載されていますが、エリアも認可である事を明確にするため託送供給等約款の本紙に記載すべきと考えます。
その他	（代表契約者制度について） ☐代表契約者制度については、契約者間における金銭債務の連帯責任の義務が課されていることが、本制度が活用されない理由の一つとして示されているところ。（第4回電力システム改革専門委員会事務局提出資料P23） ☐今回の申請約款では、『代表契約者の選任』において、「この約款に定める金銭債務（代表契約者に属するものとしたします。ただし、代表契約者と当社との協議が整った場合は、接続送電サービス料金、臨時接続 送電サービス料金または予備送電サービス料金等に係る金銭債務については、当該金銭債務に係る供給地点において電気の供給を受ける契約者に属するものとする）の支払い等は、代表契約者を通じて行なっていただきます」となっているが、金銭債務の連帯責任を負わなくてよいケースは、代表契約者と一般送配電事業者との協議が整った場合という条件付きとなっている。 ☐本制度をより活用しやすくするために、各契約者が希望する場合には、一般送配電事業者との協議に委ねることなく、契約者が金銭債務の連帯責任を負わなくてよいことを約款上明確に定めるべきである。

・ 3 5. 連帯責任 および 4. 代表契約者の選任

3 5で複数契約者が連帯して責任を負う旨を規定しつつ、4で代表契約者と一般送配電事業者との協議が整った場合には接続送電サービス料金臨時接続送電サービス料金または予備送電サービス料金等に係る金銭債務については連帯責任とはならず当該供給地点の契約者に属することとすることができる旨が規定されているが、連帯責任としないこととできる条件が「協議が整った場合」であると、仮に小売電気事業者が当該扱いを希望した場合にも一般送配電事業者の裁量により当該扱いを受けられる場合と受けられない場合が発生することが懸念されるため、「協議が整った場合」ではなく「契約者が希望する場合には」とすべき。

前項目に関連して、現行実務では連帯責任の規定を根拠に、代表契約者制度を活用する場合には、契約者全員が連名で1枚の契約書とすることを一般電気事業者から求められているが、当該規定により連帯責任としない場合には代表者契約制度を活用する場合であっても連名で1枚の契約書とすることは求めない旨を確認したい。

(使用済核燃料の再処理費用と電源開発促進税について)

・ 託送料金のコストの中には、原発から生み出される使用済核燃料の再処理費用と、主に原発立地地域等への交付金などに使われる電源開発促進税が含まれています。発電側の費用が送電側の託送費用の中にこっそり組み込まれているのは実に不当であり、発電会社間の公平な競争をゆがめるものです。経産大臣がこれを放置し適切な措置もとらないなら、電気事業者に対する管理監督責任を果たしているとは言えません。経産大臣は広く説明会を開催し、国民・消費者の疑問に十分に答え、その意見を政策に反映し、東電を強力に指導すべきです。

(その他各社への意見)

・ 東京電力の「系統連系技術要件」では、平成28年4月以降に新設される25万kW以上の火力発電設備に対して、周波数調整機能の具備を系統連系の要件としているが、以下の観点から、現時点では、系統連系における発電設備への周波数調整機能具備の要件化は、時期尚早である。

① 第7回制度設計WGでオブザーバー参加した東京電力が要望しているが、その是非を含めて詳細（仕様、対象発電設備、実施時期等）がWGの議論を経て整理された状況ではない。また、周波数調整機能を具備する電源、すなわち、調整力の定義、必要量等については、現在、電力広域的運営推進機関の「調整力等に関する委員会」で議論が行われている最

	中であり、まだ結論が得られていない。 ② 分社化されるという点で他電力会社との事情の違いはあるものの、送配電部門が必要とする調整力の確保が、喫緊に担保されないという状況ではない。（第6回電気料金審査専門会合にて、他電力会社からも同趣旨の発言あり） ③ 周波数調整機能を具備することに対して、経済的に適切に評価される仕組みが現時点では明らかになっておらず、対価が得られなければ、発電事業者にとっては単に追加コストになるだけの恐れがある。 ・沖縄エリアにおける認可申請中の託送料金は次年度4月以降の本土側と比べて割高な単価設定となり、それに伴って当該エリアにおける新電力の電力小売の事業性が非常に厳しい状況。沖縄エリアの電力小売完全自由化の活性化を目的とし、本土と同様に多様な新電力の新規参入が進むよう、可能な限り託送料金を軽減できるようご査定頂くことを要望致します。 なお、新制度に係る影響額が、託送料金のレートメイク（基本料金と従量料金への割振り）に適切に反映されているかについても、ご審査頂きたく存じます。
--	---